人事院は、 国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) に基づき、 人事院規則一七一〇 (管理職員等の

範囲)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年十月三十日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則一七一〇—一三四

人事院規則一七―〇(管理職員等の範囲) の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七一〇 (管理職員等の範囲) の 一 部を次のように改正する。

別表内閣府の部内部部局 の項中 「局長 総括審議官」を 「局長」に改め、 「少子化・青少年対策審議官」

を削り、 同部子ども・子育て本部の項中 「児童手当管理室長」 を 「児童手当管理室長 企業主導型保育事業

等担当室長」に改める。

別表金融庁の部内部部局の項中 「資産形成支援室長」 を「資産形成支援室長 資産運用高度化室長」 に改

める。

別表消費者庁の部内部部局の項中「専門職(人事に関する事務を担当する者に限る。)」を「予算係長

庁舎係長 庶務係長」に改める。

別表総務省の 部 内 部 部 局  $\mathcal{O}$ 項中 情報流通振興課」 を削 ŋ, 「情報流通高度化推進室長」 を 「情報流通

高度化推進室長 デジタル企業行動室長」に改める。

別表外務省の部内部部 局 の項中 「及び経済安全保障課に所属する者」 を削り、 「新安全保障課題政策室長

を 「経済安全保障政策室長」に、 「官民連携推進室長」を「官民連携推進室長 資源安全保障室長」 に改

め、「国際経済紛争処理室長」を削る。

別表財務省の 部内部部局の項中 「外国為替室長」 を 「外国為替室長 投資企画審査室長」 に改め、 同部財

務支局の項中 「金融調整官」 を 「金融調整官 国有財産調整官」 に改める。

別表 国 |税庁の 部内部部 局の 項中 「酒税企画官」 を 輸 出 促進室長」 に改め、 同部国 |税局 の項中 「統括国税

調査官」を「統括国税調査官 情報企画分析官」に改める。

別表厚生労働 省  $\mathcal{O}$ 部内 部部局  $\mathcal{O}$ 項中 「政策立案総括審議 官 を 「危機管理・ 医務技術総括審議 官 政 策立

案総括審議官」 に改め、 「政策評 [価官] 及び 「並びに技能実習業務指導室長及び政策立案支援室長」 を削 'n

「国際企画・戦略官」 を「国際企画・戦略官 医療イノベ ーション推進室長」に改め、 「医療イノベーシ

ョン企画官」を削り、 「社会保障財政企画官」を「社会保障財政企画官 政策立案・評価推進官」に改める。

別表国土交通省の部内部部局の項中「建設流通政策審議官」を「土地政策審議官」に、 「公文書監理・情

報公開室長」を「公文書監理・情報公開室長 別表備考第一項中「令和二年五月三十一日」を「令和二年八月三十一日」に改める。 地方企画調整官」に改め、 「地方企画 .調整官」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。